

各位

平成28年5月23日

代表者

上場会社名 スーパーバッグ株式会社 取締役社長

福田 晴明

問合せ先

(コード番号 3945 東証第二部)

取締役常務執行役員管理本部長 柳井俊一郎

(TEL

04-2938-1222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第79回定 時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知ら せいたします。

記

1. 変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性の向上および公告手続きの合理化を 図るため、当社の公告の方法を電子公告により行うよう変更し、併せてやむを得ない事由 により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条を変更す るものであります。
- 当社の執行役員制度を定款上明確に位置付けるため、執行役員の選任方法および職務等 に関する規定を定款第31条に新設するものであります。
- ③ 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (現行に同じ)
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は東京都において発行	第4条 当会社の公告は、電子公告により行
する日本経済新聞に掲載する方法によ	う。
り行う。	②やむを得ない事由により、電子公告に
② (新設)	よることができない場合には、東京都に
	おいて発行する日本経済新聞に掲載す
	<u>る方法により行う。</u>
第5条~第19条 (略)	第5条~第19条 (現行に同じ)

現 行 定 款	変
第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会	第4章 取締役 <u>、</u> 取締役会 <u>および執行役員</u>
第20条~第30条 (略)	第20条~第30条 (現行に同じ)
(新 設)	_(執行役員)_
	第31条 当会社は、取締役会の決議によって執
	<u>行役員を置くことができる。</u>
	②執行役員の職務等については、取締役
	会が別途定める執行役員制度規程に基
	づくものとする。_
第 <u>31</u> 条~第 <u>46</u> 条 (略)	第 <u>32</u> 条~第 <u>47</u> 条 (現行に同じ)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上